



SDGs 未来都市
こまき

副業・兼業人材活用 支援補助金制度のご案内

詳細はHPから



小牧市では市内の中小企業などが生産性向上、事業の拡大、社員のスキルアップなどを図るため、専門的かつ高度な技能を持ち、主とする労働以外の時間を活用して業務に従事する人材(副業・兼業人材)を活用した場合に要した費用の一部を補助します。



対象者

次のいずれにも該当する方

- ・小規模事業者または中小企業者(みなし大企業を除く)である方
- ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・市税の滞納のない方
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業その他業種や消費者金融業を営む者でない方
- ・国・県から補助事業に係る補助金の交付を受けていない方



補助対象経費

- ・副業・兼業人材とマッチングを行う事業者を支払う手数料または委託料
 - ・副業・兼業人材が市内の事業所を訪れて業務に従事する場合に要する交通費
- ※いずれも最初の12月分まで、消費税を除いた額

条件

- ・愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点で事前に相談を受けてください。
- ・本制度の利用を希望する場合は**事前に市へ事業計画書の提出をしてください。**
- ・市内事業所で行う副業・兼業人材を活用した事業に限ります。



補助金額

補助対象経費の1/2
(100円未満の端数は切り捨て)
限度額 10万円

申請方法

副業・兼業人材が委託された業務を完了した日から30日以内(※)または3月31日のいずれか早い日までに交付申請書のほか以下の書類を添付して提出してください。

(※業務委託契約が1年以上の場合は、契約締結日から1年経過する日から30日以内。)

- ・実績報告書及び補助対象経費内訳書(様式有)
- ・登記簿謄本(法人の場合。3カ月以内に作成されたもの)
- ・開業届または直近の確定申告書類(個人事業主の場合)
- ・補助対象経費の支払いを証する書類 → 領収書または請求書及び通帳の写し
- ・市税の滞納がないことを証する書類 → 直近の納税証明書
- ・愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点に提出した企業情報シート
- ・申請者が副業・兼業人材を活用したこと及びその勤務状況が確認できる書類 → 勤務表など
- ・副業・兼業人材の職務の経歴がわかる資料の写し



問合せ先
小牧市役所 商工振興課 商工労政係
Tel 76-1134
mail shoukou@city.komaki.lg.jp

愛知県プロフェッショナル
人材戦略拠点の詳細はこちら

愛知県プロフェッショナル人材

